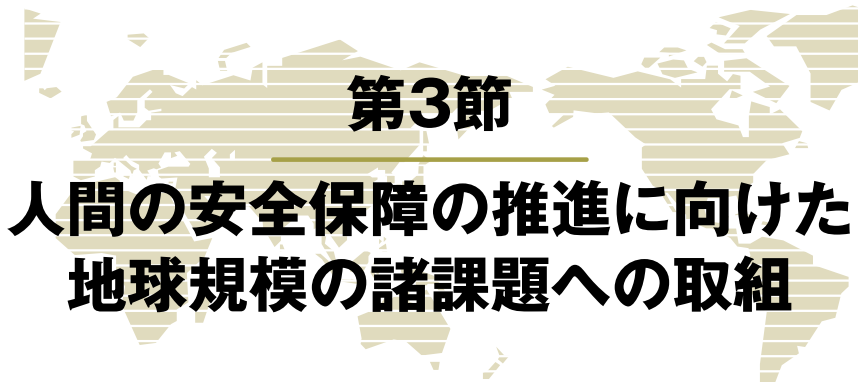




第3節

人間の安全保障の推進に向けた 地球規模の諸課題への取組

【総 論】

グローバル化の進展によって、今までにない勢いでヒト・モノ・カネ・情報が国境を越えて移動し、人々が互いに影響を与える時代になっている。しかし、その負の側面として、国際社会はエイズ等の各種感染症の流行、環境汚染、国際組織犯罪、テロ等の新たな脅威に直面している。冷戦後、国家間の戦争に代わって国内・地域紛争が多発し、難民流出ばかりでなく国内避難民も大きな問題となっている。さらに、大規

模な自然災害で多数の人々が深刻な影響を受けた結果、被災国のみによる復興活動が困難になるというのも脅威の一例であろう。このような趨勢^{すうせい}の中で、国際社会としては、人間一人ひとりに焦点を当て、国家・国際社会による保護に加え、各国、国際機関、NGO、市民社会が協力して、人々が自らの力で生きていけるよう、人々や社会の能力強化を図っていく必要がある。これが、「人間の安全保障」の考え方である。

1. 人間の安全保障

日本は、「人間の安全保障」の視点を重視して外交を推進している。「人間の安全保障」が従来の国家の安全保障を補完するものとして定着し、2003年5月に発表された人間の安全保障委員会最終報告書の提言を踏まえた取組が実践されるよう活動している。同報告書のフォローアップ、「人間の安全保障」の理念の普及、人間の安全保障基金の方向性に関する示唆を目的として、人間の安全保障諮問委員会が設置され（緒方貞子 JICA 理事長が議長）、日本は同諮問委員会を支援している。2005年9月に開催された国連総会首脳会合の「成果文書」には国連総会文書としては初めて「人間の安全保障」の文言が盛り込まれた。今後、国連総会の場でその概念を検討し、定義付けについて議論されていくことになった^(注1)。

人間の安全保障基金は、1999年に日本政府の拠出により国連事務局に設置されて以来、国連関係機関の援助プロジェクトに資金を供与してきている。日本は同基金に対してこれまで累計約290億円を拠出してきた。2005年1月に行われた同基金のガイドライン改訂以降、複数の国際機関や NGO が参画し、相互に関連するより広い地域・分野を視野に入れたプロジェクトや、紛争から平和への移行期において継ぎ目のない支援を実施するために人々の能力を強化し、人道支援と開発支援の統合を図るプロジェクトが主流になっている。日本は関係国連機関と協力しつつ、こうしたプロジェクトを積極的に支援していく予定である。

人間の安全保障を外交の柱とするカナダが中心となっている人間の安全保障ネットワーク（13か国が加盟）の閣僚会合が5月

（注1）2005年にはこのほか、OECD 閣僚理事会閣僚宣言（5月）、アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）総会決議「上海宣言のフォローアップとしての人間の安全保障の経済・社会側面の促進を通じた弱者の保護のための地域協力」（5月）、APEC 閣僚共同宣言及び首脳宣言（11月）等にも、「人間の安全保障」の文言が盛り込まれている。

にカナダのオタワで開催され、日本も特別ゲストとして出席した。同ネットワークとの協力関係も進展しており、人間の安全保障基金を通じた共同プロジェクトの実施等も検討されている。

日本の ODA 政策では、2003年に改定さ

れた ODA 大綱及び2005年2月に策定された中期政策に従い、「人間の安全保障」の視点を重視し、特に「草の根・人間の安全保障無償資金協力」にはこの考え方を強く反映させている。

2. 感染症対策

(1) 三大感染症対策

HIV／エイズ、結核、マラリア（左記3つをまとめて「三大感染症」）、ポリオ、寄生虫等の感染症は、開発途上国にとって単に住民の生命を脅かす保健・医療上の問題にとどまらず、経済・社会活動に影響を与え、開発の阻害要因となっている。感染症はグローバル化の進展により容易に国境を越えて他国に広がるため、人類共通の脅威である。

日本は2005年6月に、感染症対策を含む保健関連の MDGs 達成に貢献するため、「保健と開発に関するイニシアティブ (HDI)」を発表し、5年間で50億ドルをめぐりに支援することを表明した^(注2)。HDI では、3つの保健関連 MDGs^(注3)への直接的な対策だけでなく、保健分野の基盤である保健医療システムの強化や、保健分野と補完関係にある関連分野への取組等を包括的に

2005年末時点でのHIV／エイズ感染者(大人及び子供)の推定数



出典：AIDS epidemic update: December 2005

(注2) なお日本は、2000年のG8九州・沖縄サミットにおいて「沖縄感染症対策イニシアティブ (IDI)」を発表し、2004年までの4年間で感染症対策に約41億ドル支援した。

(注3) 乳幼児死亡率の削減、妊産婦の健康の改善、HIV／エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延(まんえん)の阻止。

行っていくことを明記している。

また日本は2005年6月、アジア太平洋地域における取組を議論するために「保健関連 MDGs に関するアジア太平洋ハイレベルフォーラム」を主催し、感染症対策を中心とした保健分野支援における日本の考え方と取組への積極的な姿勢をアピールした^(注4)。

2002年1月に設立された世界エイズ・結核・マラリア対策基金（以下、世界基金）は、これまでに131か国に対し総額49億ドルの資金供与を承認し、開発途上国におけ

る三大感染症の予防、治療等の対策を支援してきている。日本は理事会の一員として、世界基金の設立当初からその管理・運営に重要な役割を果たしてきた。2005年の拠出分1億ドルを含め、累積で3億4,619万ドルを同基金に拠出し、主要ドナー国の一つになっている。三大感染症に苦しむ人々と連帯し、その撲滅に向けた闘いを支援するため、小泉総理大臣は6月末の「九州・沖縄 G8 サミット世界基金構想5周年記念特別シンポジウム」で、世界基金に当面5億ドルを拠出することを誓約した。

(2) 鳥及び新型インフルエンザ

2005年夏以降、アジア地域を中心とする鳥インフルエンザの鳥の間での流行及び人への感染例の増加により、ヒトからヒトに感染する新型インフルエンザ出現の脅威認識が国際社会で高まった。この新型インフルエンザは空気感染するため伝染力が強く、また未知のウイルスであるため事前に効果的なワクチンを開発できないことから、多くの死者をもたらす、社会経済活動等に大きな損害が出る可能性が専門家により警告されてきた。そのため、国際社会全体での対応が求められ、様々なイニシアティブがとられてきた。

9月に米国が日本も参加する「鳥及び新型インフルエンザに関する国際パートナーシップ」を立ち上げたほか、10月以降、世

界保健機関（WHO）、国連食糧農業機関（FAO）等の関係国際機関やカナダ、オーストラリア等が国際会議を開催し、対応策について議論した。2006年1月には、北京で途上国支援のための会合が開催され、総額19億ドルの支援が誓約された。

北京での会合に先立つ2006年1月12日から13日に、日本はアジア諸国、関係国際機関、主要ドナー国等を招待して「新型インフルエンザ早期対応に関する東京会議」をWHOと共催し、新型インフルエンザ発生時の早期封じ込め策について、それぞれがとるべき措置について具体的な提言を行った。また日本は、アジアを中心とする途上国支援として、総額1.55億ドルの支援を表明した。

3. 持続可能な開発・地球環境問題

【総 論】

グローバル化の進展は、国境を越えたヒト・モノ・サービス等の移動を加速・拡大し、大きな経済的恩恵をもたらしている。一方で、その恩恵はすべての国や人々によって等しく享受されているわけではな

く、貧富の差の拡大や地球環境問題の深刻化といったグローバル化の負の側面も顕在化している。このような状況の打開には、グローバル化の恩恵を開発途上国を含む国際社会全体が適切な形で享受し、環境と開発を両立させる「持続可能な開発」を実現していくことが極めて重要である。日本

(注4) 同様のフォーラムは過去3回開催されている。

は、地球環境に関する国際的なルールづくりに貢献するとともに、気候変動、「3R」、防災等、持続可能な開発の分野でイニシア

ティブを発揮し、「もったいない」を合い言葉に力強い環境外交を推進している。

(1) 国際的なルールづくり

地球温暖化やオゾン層の破壊、生物種の絶滅等の地球環境問題は、依然として深刻である。日本はこれらを人類の生存に対する脅威と位置付け、「地球規模の共有（グローバル・シェアリング）」という考え方を提唱し、国際社会が連帯して取り組むことを呼びかけてきた。地球環境に関する国際的なルールづくりでは、既に枠組み構築から実効性確保の段階に移行しつつある。日本は多国間環境条約における実効性の確保

を追求するとともに、各条約間で相互に情報を共有し無駄な作業を省く「相乗効果（シナジー）」の議論に積極的に関与し、効率化に向けて努力を重ねている。また、特定の価値観に偏ることなくバランスのとれた国際的ルール形成を主張し、科学的な根拠に基づき資源の保全と利用を両立させる「持続可能な利用」の重要性等を国際社会に訴えてきている。

(2) 気候変動問題

日本は従来、気候変動問題に重点的に取り組んでいる。京都議定書は2005年2月16日に発効し、地球温暖化防止に向けた国際社会の取組強化の第一歩が踏み出された。2005年11月28日から12月9日までカナダのモントリオールで開催された気候変動枠組条約第11回締約国会議（COP11）及び京都議定書第1回締約国会合（COP/MOP1）では、日本は、地球温暖化対策の実効性を確保するためすべての国が参加する枠組みの構築が必要であると、世界各国に結束を呼びかけ、将来の課題について米国や主要途上国を含むすべての条約締約国が参加する「長期的協力のための行動の対話」の開始が合意された。また、マラケシュ合意（COP7での合意内容）の採択により、議定書の運用ルールが確立され、さらにCDM（クリーン開発メカニズム）^{（注5）}の更なる推進・改善に向けた具体的方策について合意された。

2005年は、気候変動枠組条約、京都議定書のほかにも地球温暖化問題について様々

な国際的な対話が行われた。7月のG8グレンイーグルズ・サミットでは、省エネ、クリーン・エネルギーの活用等の具体的行動を含む「グレンイーグルズ行動計画」に合意したほか、主要エネルギー需要国との対話の設置等にも合意し、2008年に日本で開催予定のG8サミットで対話の結果を報告することとされた。新興経済諸国との対話では、これら諸国が気候変動問題等において一層の責任を果たすよう求めた。この結果を踏まえて10月31日から11月1日、気候変動問題解決の鍵^{かぎ}を握る主要19か国のエネルギー・環境担当大臣がロンドンに集まり、「気候変動、クリーン・エネルギー及び持続可能な開発に関する対話」が開催され、低炭素社会の実現に向けて国際協力を更に進めていくための具体的な方策について議論した。

また、7月には、日本、米国、オーストラリア、中国、インド、韓国の6か国参加の下に、「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ」が発足した。

（注5）開発途上国における排出削減事業または植林事業において生じた排出削減量または吸収量を、当該事業に貢献した先進国等の事業参加者が「認証された排出削減量」として獲得できる仕組み。京都議定書第12条に規定されている。

同パートナーシップは京都議定書を補完するもので、クリーンで効率的な技術の開発・普及を通じた環境汚染、エネルギー安全保障、気候変動問題への対処を目的としている。10月20日から21日には、日本とブラジルの共同議長の下、第4回「気候変動に対する更なる行動」に関する非公式会合を東京で開催し、今後の排出削減に向けた具体的な行動について率直な意見交換と働

きかけを行った。

日本は、すべての国がその能力に応じ、排出削減に取り組むことを可能とし、主要排出国による削減努力を促す実効ある国際枠組みを構築することが重要である^(注6)との立場から、今後も、米国・開発途上国等の参加及び一層の温室効果ガス排出削減の努力を求めている。

気候変動枠組条約／京都議定書を巡る国際交渉の主な動き

1994年 3月	気候変動枠組条約発効
1997年12月	京都議定書採択 (COP3)
2001年10月～11月	COP7 (モロッコ・マラケシュ) ボン合意に基づく文書を採択。京都メカニズムに関するルール策定等の京都議定書の実施にかかわるルールが決定。
	2002年8月～9月 国連ヨハネスブルグ・サミット
2002年10月～11月	COP8 (インド・デリー) 京都議定書の適切な時期での締結、排出削減の行動に関する非公式な情報交換の促進等を盛り込んだ「デリー閣僚宣言」を採択。
2003年12月	COP9 (イタリア・ミラノ) 植林によるCDMの実施等、積み残されていた京都議定書実施のための細則が確定し、議定書運用のための準備がおおむね整う。
2004年12月	COP10 (アルゼンチン・ブエノスアイレス) 将来の行動に向けて「政府専門家セミナー」の開催、適応策についての「5か年作業計画」を策定することなどを決定。
2005年 7月	G8グレンイーグルズ・サミット (英国) クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップの発足 (ラオス・ビエンチャン)
2005年11月～12月	COP11、COP/MOP1 (カナダ・モントリオール) 京都議定書発効後、最初の締約国会議。すべての条約締約国の参加による対話プロセスの開始に合意。議定書の運用ルールが確立。CDMの更なる推進・改善に向けた具体的方策について合意。

(*) COPは気候変動枠組条約締約国会議。COP/MOPは京都議定書の発効後開催される同議定書の締約国会議。

(3) 日本のイニシアティブ

日本は、持続可能な開発の分野で強いイニシアティブを発揮している。日本の提案で「国連持続可能な開発のための教育の10年」が2005年1月から始まり、9月には国際的な実施計画が承認された。国内においても実施計画策定作業が進められ、「国連持続可能な開発のための教育の10年」の本

格的な実施に向けて動き始めた。また同月に、前年に引き続き「アジア協力対話『環境教育推進対話』」を東京で開催し、アジア各国から官民を交え多数の出席者を得て、活発な議論が行われた。「違法伐採」については、横浜に本部を置く国際熱帯木材機関 (ITTO)^(注7)やアジア森林パートナリー

(注6) 米国は京都議定書を批准していない。また、開発途上国は、京都議定書上の温室効果ガス削減義務を負っていない。

(注7) 熱帯林保有国の環境保全と熱帯木材貿易の促進を両立させ、開発途上国の経済的發展に寄与する目的で1986年に設立された。本部は横浜市。

プ (AFP)^(注8)を通じて、国際的な対策の強化を主導してきている。このほか、G8 グレンイーグルズ・サミットでは、日本の主

張によって、一定の要件が満たされる場合には政府調達の際に合法と証明された木材から優先的に使用することが確認された。

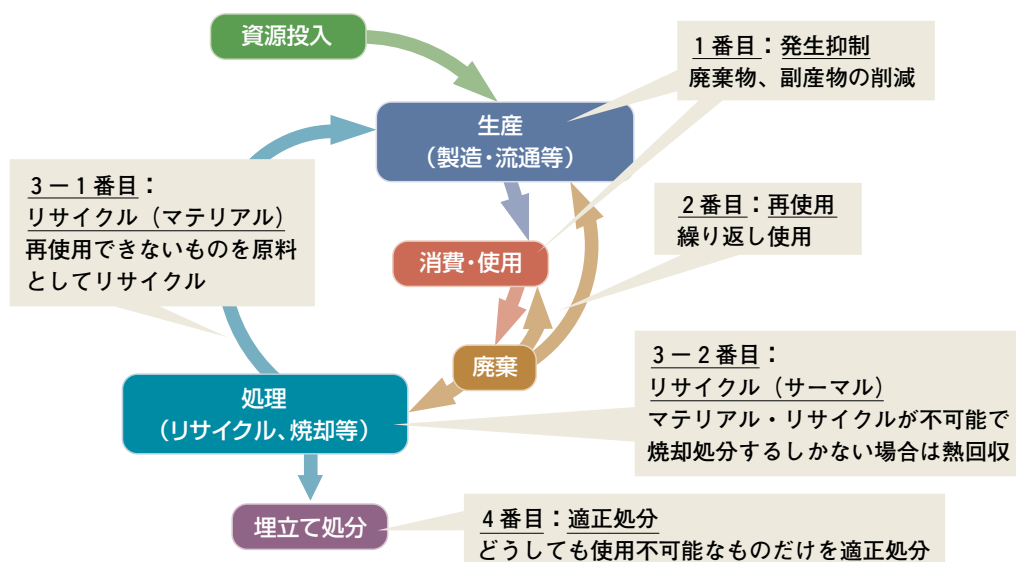
(4) 3 R

2004年のG8 シーアイランド・サミットで、小泉総理大臣は地球環境問題の重要性を訴え、「3R イニシアティブ」^(注9)を提案し、「G8 行動計画：持続可能な開発のための科学技術：3R 行動計画及び実施の進捗」が採択された。

「3R 行動計画」に基づき、2005年4月に3R 閣僚会合(小池百合子環境大臣主催)

が開催され、「3R イニシアティブ」が正式に発足した。G8 グレンイーグルズ・サミットでは、このイニシアティブの発足が資源の効率的な利用の促進に向けた重要な一歩であり、環境への影響を減少させつつ経済競争力を強化するものであることが確認された。

循環型社会における3Rの考え方



(5) 防 災

持続可能な開発の達成のためには、災害に強い社会や国づくりを進めることが不可欠という考えから、日本は防災に対する国際社会の取組強化を推進している。阪神・淡路大震災から10年に当たる2005年1月18日から22日にかけて神戸で開催された「国連防災世界会議」には、直前にスマトラ沖

大地震及びインド洋津波被害が発生したことから、国内外から高い関心が集まり、168か国から4,000名以上が参加した。同会議では、国連が進めてきた防災活動が見直され、今後10年の新たな防災指針として「兵庫行動枠組」とその精神をうたった「兵庫宣言」が採択されたほか、津波早期警戒

(注8) アジアの持続可能な森林経営の促進を目的として、アジア諸国(主に ASEAN)、援助国・国際機関及び NGO などが違法伐採対策、森林火災予防、荒廃地の復旧(植林)等の活動を通じて協力していくためのパートナーシップ。2002年8月の国連ヨハネスブルグ・サミットで正式に発足し、これまでに5回の実施促進会合を実施している。

(注9) 廃棄物の発生抑制(Reduce)、再利用(Reuse)、再生利用(Recycle)の推進を通じて、資源と物資のより効率的な使用を奨励し、循環型社会の構築を国際的に推進するもの(図表「循環型社会における3Rの考え方」参照)。

システムについて集中的な議論が行われ、日本の防災分野における貢献を強く印象付けた^(注10)。

日本は「兵庫行動枠組」の世界的な実施

のため、またインド洋津波早期警戒システム構築のために国連諸機関等に支援を行っている。

(6) イラク環境支援

日本は、国際機関を通じた環境協力も行っている。2004年から、イラク復興支援の一環として、国連環境計画（UNEP）^(注11)を通じてイラクにおける環境専門家の育成

を行うとともに、大阪及び滋賀に本部を置く UNEP 国際環境技術センター^(注12)を通じてイラク南部湿原の環境保全と管理を支援している。

(7) 北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）

日本は1994年、韓国、中国及びロシアと共に、UNEP が提唱した「地域海行動計画」の一つとして、日本海及び黄海の環境保全を目的とする NOWPAP を設立した。また、2004年11月には富山と韓国・釜山の双方に從來 UNEP 本部が務めていた事務局機能を担う地域調整部事務所を共同設置した。

2005年11月に富山で開催された第10回政府間会合では、近年、事態が悪化している日本海沿岸等への海洋漂着ゴミ問題に対処

するため、ワークショップ等の開催やモニタリング計画の作成、クリーンアップ・キャンペーンの実施等を内容としたプロジェクトを地方自治体や NGO と協力して進めていくことが合意された。また、近年、サハリン東部海域で石油・天然ガスの開発が進められていることから、大規模な油流出事故が発生した場合の NOWPAP 地域油流出緊急時計画の地理的適用範囲をサハリン沖、オホーツク海を含む海域にまで拡大することなどが合意された。

(8) 南 極

日本は1957年から南極地域^(注13)に基地を設営し、継続的な科学的調査を実施している。また民間でも、観光、冒険旅行、取材等の活動が活発となる中、南極地域での環

境保全を促進するため「環境保護に関する南極条約議定書」^(注14)に基づく環境保護を進めている。

(注10) 同会議では、2005年1月6日に小泉総理大臣が ASEAN 主催緊急首脳会議（ジャカルタ）で発表した提案に基づき、インド洋災害に関する特別セッションが設けられた。また「兵庫行動枠組」は2005年9月の国連首脳会合の「成果文書」においても言及されている。

(注11) オゾン層保護や有害廃棄物等の環境分野を対象に、国際協力活動を行っている。本部はケニアのナイロビ。

(注12) UNEP の内部機関として、研修やセミナー、環境問題に対するコンサルティング・サービス、環境面で優れた実績を持つ日本の地方自治体の経験と知識を開発途上地域に広める活動等を行っている。事務所は大阪市と滋賀県草津市。

(注13) 南極地域とは南極条約（1959年作成、1961年発効）によって定められる「南緯60度以南の地域」を指す。2005年時点での条約締約国数は45。日本は、同条約の原署名国であり、1960年に同条約を締結。協議国として、南極地域における平和の維持、科学的調査の自由の保障とその他の国際協力、軍事利用の禁止、領土権主張の凍結、環境保全と生物資源の保護等の面で、積極的役割を果たしてきている。

(注14) 「環境保護に関する南極条約議定書」は南極の環境と生態系を包括的に保護することを目的とし、1991年10月に作成され、1998年1月に発効。同議定書本体においては、鉱物資源活動の禁止、査察のための措置、紛争解決手段等が規定され、付録において仲裁手続き、附属書Ⅰにおいて環境影響評価の詳細、附属書Ⅱにおいて南極の動物相及び植物相の保存、附属書Ⅲにおいて廃棄物の処分及び廃棄物の管理、附属書Ⅳにおいて海洋汚染の防止、附属書Ⅴにおいて南極特別保護地区等について規定している。

4. 国際組織犯罪、薬物

(1) 国際組織犯罪

グローバル化や情報通信の高度化、人の移動の拡大等に伴い、国境を越える組織犯罪が一層深刻化しており、的確な対処のため国際的な連携・協力がますます重要になってきている。こうした状況を踏まえ、国連、G8、FATF等において、精力的な取組がなされている。

国際組織犯罪防止条約及びその補足議定書は、国際的な組織犯罪を防止し、これと闘うための協力を促進する国際的な法的枠組みを創設するものである。日本は現在、同条約等の締結に向けて国内法整備を進めている。

人身取引については、2004年12月に策定された政府としての包括的な人身取引等対策行動計画^(注15)に基づき、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護に向けた様々な諸施策を関係省庁との協力の下、鋭意推進している。

G8の枠組みでは、国際組織犯罪対策上級専門家会合（通称リヨン・グループ^(注16)）において薬物問題、人身取引・不法移民問題、腐敗問題、サイバー犯罪対策等が議論され、日本もこれに積極的に参加した。こ

れらの議論の結果は6月に開催されたG8司法内務閣僚会合の議長総括としてまとめられた。

一方、情報技術の急速な発展・普及に伴って深刻化したサイバー犯罪に対する国際協力のため2001年に採択されたサイバー犯罪条約についても現在、締結に向けて国内法整備が進められている。

FATFは、資金洗浄（マネー・ロンダリング）及びテロ資金供与に関する国際的な対策と協力の推進を目的として、OECD加盟国を中心に構成される国際的な枠組みである。資金洗浄対策に関する国際的な基準となる「40の勧告」及び「テロ資金供与に関する特別勧告（9の勧告）」の策定及び実施状況の監視を主な活動としており、2005年から第3次相互審査が実施されている。また、10月の全体会合では、アジア太平洋の非協力的な国・地域として指定を受けていたナウルについて、同指定の解除が決定された。日本は、非協力的な国・地域に関する取組のためのアジア太平洋地域の検討グループの議長を務めるなど、FATFの中心的なメンバーとして貢献している。

(2) 薬 物

3月に開催された国連麻薬委員会で、日本は、国内における薬物対策の成功例について説明するとともに、日本においても問題が深刻化しているいわゆる脱法ドラッグに対処するために国際的な協力を促す決議案を提出し、無投票で採択された。4月に

実施された同委員会選挙では、日本はアジア・グループにおいてトップ当選を果たし、2009年末まで同委員会構成国として任期を務めることとなった。

また、東南アジア諸国における薬物対策支援のため、ミニ・ダブリン・グループ^(注17)

(注15) 2004年4月に内閣に設置された人身取引に関する関係省庁連絡会議において策定されたもの。出入国管理強化を含む人身取引の防止、刑法改正及び取締り強化による人身取引加害者の処罰、シェルターにおける保護等の被害者保護を中心に、包括的な施策が盛り込まれている。

(注16) 国際組織犯罪対策に取り組むために1995年のG7ハリファクス・サミットにおいて設置が決定された上級専門家会合の通称で、その名は翌1996年のリヨン・サミットで最初の報告が行われたことに由来する。グローバル化の進展とともに、その影の部分として、銃器の密輸、人の密輸、ハイテク犯罪等の国際組織犯罪が増加しており、リヨン・グループでは、これらの問題に立ち向かうため、技術的・法的な諸問題の解決に向け、精力的に討議を重ねてきている。

(注17) 主要先進国で薬物関連援助政策等について相互理解を深め、政策の調整を図ることを目的として、1990年6月、ダブリンにおいて発足した。日本、米国、カナダ、オーストラリア、ノルウェー、EU25か国及びUNODCが参加し、ブリュッセルで年2回の全体会合を開いている。また、薬物生産国におけるダブリン・グループ参加国の大使館で同様の協議を行うことが提唱され、ミニ・ダブリン・グループ会合と称するアドホック（特別の）会合が、約70か国の主要な薬物生産国において開催されている。

の東南アジア・中国地域グループにおいて、積極的な議論を促した。

さらに日本は、国連による薬物対策のプロジェクトを継続的に支援しており、2005年度には国連薬物犯罪防止オフィス（UNODC）に対して約250万ドルを拠出

した。UNODCは、その拠出金からタイ、ミャンマー、ラオス、ベトナム、カンボジア、中国での取締り強化プロジェクト^(注18)（約21万ドル）や、東南アジア地域ATSデータ及び情報システム改善プロジェクト^(注19)（約20万ドル）等を支援した。

5. 人 権

【総 論】

人権尊重を基本目的の一つに掲げる国連の設立から60年が経過し、国際社会には様々な人権保護・促進メカニズムが存在している。しかし、人々の生命・自由にかかわる深刻な人権侵害は、依然として世界各地に存在し、人権問題は、日本を含む国際社会が真摯に取り組むべき課題であり続けている。

日本は、①人権は、文化や伝統、政治経済体制、発展段階のいかんにかかわらず尊重されるべきものであり、その擁護は各国の基本的な責務であること、②人権は普遍的な価値であり、かつ、国際社会の正当な関心事項であって、こうした関心を内政干渉ととらえるべきでないこと、③自由権、

社会権等すべての権利は、不可分、相互依存かつ相互補完的であり、いずれも擁護・促進する必要がある—という原則にのっとり、国連人権委員会等の国際フォーラム及び二国間対話を通じて、国際的な人権規範の発展・促進をはじめ、世界の人権状況の改善に貢献している。

また、9月の国連首脳会合の「成果文書」において、人権理事会の創設が合意され、人権が国連の主要な柱の一つとして再確認されたように国連では人権問題への対応の重要性が再確認されており、人権主流化の動きが強まっている。日本は国際的人権分野での取組を今後も強化していく考えであり、12月には齋賀富美子駐ノルウェー兼アイスランド大使を新たに人権担当大使に任命した。

(1) 人権に関する国連の政府間フォーラムの動き

3月から4月にかけて開催された国連人権委員会第61会期では、約110本の決議・決定等のうち約6割が無投票のまま採択された一方、約4割は投票に付されるなど、依然として政治色・対立色が目立った。同会期では、小野寺外務大臣政務官が北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める発言を行い、2004年に引き続き、拉致問

題の早期解決を含む「北朝鮮の人権状況」決議^(注20)が採択された。日本はこの決議の共同提案国となった。また、日本が例年どおり提出した「カンボジアの人権状況」決議案^(注21)は、多数の共同提案国を得て、無投票で採択された。

10月から11月にかけて、ニューヨークにおいて開催された第60回国連総会第三委員

(注18) 東南アジア国境地帯の重点地区に国境リエゾン・オフィス(BLO)を設置し、BLOの法執行担当者に対し近代的な捜査手法等の訓練を施すとともに、BLO間の協力体制を構築して、国境地帯の不正薬物取引の取締りを強化する。

(注19) 東南アジア地域において拡大するATS問題に対応するため、ATS乱用防止や統制に関するデータ収集システムを統一化し、関係国間における情報共有を容易にする。

(注20) 国連人権委員会が、北朝鮮における広範かつ重大な人権侵害への懸念を表明した上で、北朝鮮に対して、人権関連条約の締結・遵守、国連機関との協力・対話、外国人拉致問題に関するすべての未解決の問題について、被害者の即時返還を含めた、明確・透明・緊急な解決を求めるとともに、北朝鮮の人権状況を調査・勧告する特別報告者の任期の一年延長を決定し、さらに北朝鮮の人権状況に改善が見られない場合には、国連のほかの機関、特に総会がこの問題をとりあげるよう要請することなどを内容とするもの。ただし、北朝鮮への入国は実現していない。

(注21) 国連人権委員会として、クメール・ルージュ裁判の特別法廷の設置合意や、特別法廷を多数の国が支援することを歓迎しつつ、カンボジアに対して特別法廷の早期設置を求めつつ、同国内においていまだに人権侵害が継続していることを憂慮し、今後も人権状況の改善に努力を続けることを求めるという内容。

会においても、投票に付される決議案が全体の約3分の1に及ぶ中、日本は、意見の対立する地域・諸国の間で橋渡しの役割を果たすとともに、自らの立場を積極的に主張した。とりわけ、拉致問題への言及も含む「北朝鮮の人権状況」決議^(注22)が国連総会

では初めてEUによって提出され、日本は共同提案国として採択に向けた働きかけを積極的に行った。その結果、11月に同決議は総会第三委員会で採択され、12月には総会本会議でも初めて採択された。

(2) 二国間人権対話

人権の擁護・促進のためには、二国間の対話を通じた相互理解の醸成も重要である。この観点から、日本は3月にカンボジアとの間で人権対話を行い、同国の人権状況改善のための努力について意見交換した。また、イランとの人権状況改善のための具体的協力として、1月に日本において

イランの法曹関係者を対象とした研修を実施したほか、ミャンマーとの間では2004年から開始した「刑務所における処遇」をテーマとする人権セミナーのフォローアップとして、10月に同国内務省刑務所局長を日本に招聘し、刑務所施設見学や処遇等に関する講義を行った。

(3) 人権条約に基づく政府報告の提出

主要人権6条約^(注23)に基づき設置された各委員会による各締約国の条約の実施状況に関する審査は、国際社会において人権を擁護し、促進していくためのメカニズムと

して、政府間の人権フォーラムでの活動と並んで重要な役割を果たしている。日本は、12月に、拷問等禁止条約の第1回政府報告を提出した。

(4) 国連人権高等弁務官・同事務所 (OHCHR)

OHCHRは1993年に創設され、国連事務局の人権担当部門として人権享受の普遍的な促進、人権に係る国際協力の促進等を任務として活動している。現在議論されている国連改革案の中には人権分野の強化が含

まれており、中心的役割を果たすOHCHRは、近々その能力強化のための人員・予算増加が予定されている。日本は2005年度、OHCHRに対し約1,780万円を拠出した。

(5) 児童・女性

日本は、災害や紛争等、困難な状況に置かれている児童の権利の保護・促進のため、従来、国連児童基金 (UNICEF) への拠出等を通じて支援してきている。1月に

は「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」^(注24)を締結し、児童の権利条約及び「武力紛争における児童の関与に関する見

(注22) 北朝鮮における、強制的失踪(しっそう)の形態における外国人の拉致に関する未解決の問題、拷問、政治的理由による死刑、表現の自由の制限、女性の人権の侵害等、組織的、広範かつ重大な人権侵害や、国連人権高等弁務官事務所への非協力等に深刻な懸念を表明し、国際人道機関による北朝鮮域内へのアクセスの確保、すべての人権と基本的自由の完全な尊重の確保、北朝鮮の人権状況特別報告者への協力等、過去の人権委員会決議で掲げられた措置の完全な履行を要請することなどを内容とする。

(注23) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)、市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)、拷問及び他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、児童の権利に関する条約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約。

「児童の権利に関する条約の選択議定書」(2004年8月に締結)とあわせて周知に努めている。

さらに日本は、開発プロセスの政策立案から実施に至るまであらゆる段階における男女共同参画の視点、女性の積極的参加と男女の公平な受益の確保のため、二国間あるいは国連婦人開発基金(UNIFEM)への拠出等を通じて女性の地位向上に向け支援を行っている。また、人身取引、性的搾取、家庭内暴力、紛争下の暴力、女子性器切除等の伝統的悪慣習等、児童・女性に対する暴力が依然重大な人権問題となってお

り、暴力撤廃のための取組が急務である。

2月28日から3月11日には、第4回世界女性会議(北京会議)のフォローアップ会合である第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」ハイレベル会合)が国連本部で開催された。日本政府代表団は同会合で、北京会議以降、男女共同参画社会の形成を目指して取り組んできた施策とその成果について報告するとともに、人身取引対策の進展や国際協力(ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブの発表)に言及し、今後の一層の取組の推進について強い決意を表明した。

(6) 障 害 者

日本は、障害者の権利及び尊厳の保護・促進のため、2002年から始まった障害者権利条約交渉を早期にかつ望ましい形で妥結させるべく活動している。2005年以降としては、国連総会アドホック委員会第5回会

合(2005年1月～2月)、第6回会合(同年8月)に参加し、障害者団体とも緊密に協力しながら条約の成立に向け国連での議論に積極的に参加した。

(7) 国際人道法

紛争犠牲者の保護等に関する国際人道法の主要な条約であるジュネーブ諸条約第一及び第二追加議定書^(注25)が2月に日本において発効した。3月には東京において、その意義について国民の理解を促進するた

め、国際人道法に関するシンポジウムを日本赤十字社と共催した。また、8月には、2003年以降3回目となる国際人権・人道法をテーマとする国際法模擬裁判「2005年アジア・カップ」を東京で開催した。

6. 人道支援

民族・宗教等を背景とする紛争や地震・津波等の自然災害により、人道支援の必要性・重要性が世界各地で一層増加している^(注26)。難民・国内避難民等の脆弱者層^{ぜいじやく}の存在は、人道上の問題であると同時に、関係地域のみならず、国際社会全体の平和と安定に影響を及ぼしかねない。

日本は、「人間の安全保障」の観点から、人道支援を国際貢献の重要な柱の一つと位置付け、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国連世界食糧計画(WFP)、赤十字国際委員会(ICRC)等の国際人道機関の活動を積極的に支援してきている。スマトラ沖大地震及びインド洋津波に際し

(注24) 世界中で多数の児童が性産業に従事させられ、児童の売買、児童買春及び児童ポルノによる被害を受けている事態を改善し、児童の権利を促進・保護するために2000年第54回国連総会で採択された議定書。児童の売買、児童買春及び児童ポルノに係る一定の行為の犯罪化、裁判権の設定、犯罪人引渡し、国際協力等が定められている。

(注25) 日本は2004年8月に参加。

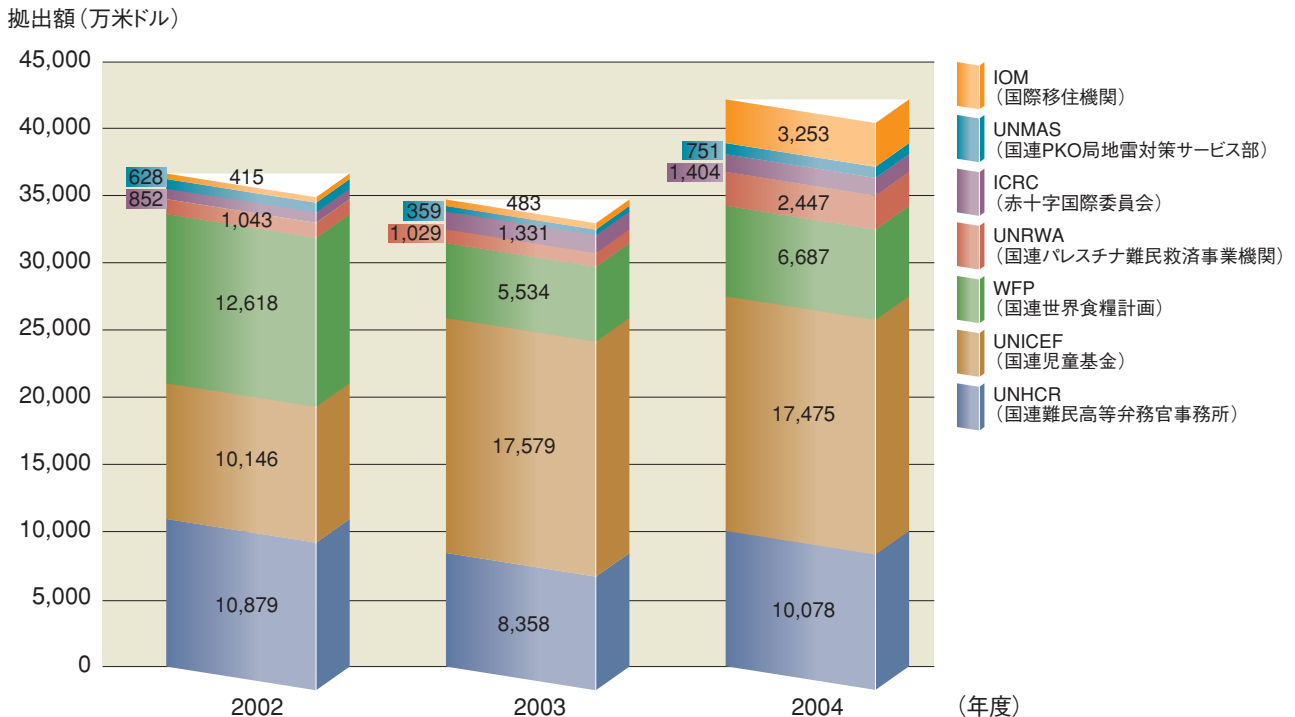
(注26) 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)及び国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)の保護や支援の対象となっている難民・国内避難民等の数は2,348万人に達している(2005年統計)。

ては、国際社会に先駆け、1月にUNICEF、WFP等、15の国際機関を通じて総額2億5,000万ドルを拠出した。パキスタン等大地震に際しては、国際機関を通じて計800万ドルを拠出し、医療・衛生、水・食料・テントの供給及び輸送等の面で迅速な被災者支援に貢献してきている。さらに、現地の高い支援ニーズを踏まえ、2006年1月に麻生外務大臣がパキスタンを訪問した際に、国際機関を通じた計2,000万ドルの追加拠出を表明した。これら被災地では、国際移住機関（IOM）、UNICEF等の国際機関・国際緊急援助隊（自衛隊等）・日本のNGOの三者間の緊密な連携により、日本

の「顔の見える支援」が実現した。さらに、自然災害被災地や紛争後等の厳しい勤務状況の下で、国際人道機関の日本人職員が活躍し、日本の人的貢献の一翼を担っている。

また、日本は、アフリカにおける「平和の定着」を促進するという観点から、アフリカ難民問題の解決に積極的に取り組んでいる。6月にはスーダン支援政府調査団を派遣し、ニーズ調査等を行った上で、大量に発生した帰還民等に対する人道支援のため、10月に国際機関を通じ総額約3,210万ドルを拠出した。

主要な人道支援国際機関への日本の拠出状況



パキスタン等大地震の被災地を視察する谷川外務副大臣
(10月、パキスタン・バタグラム県)